様式第70号の4(その1)(第49条の2関係)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　福井県　　　　長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　法人番号

営業所等設置等届出書

　利子割の申告納入について、下記のとおり届け出ます。

|  |  |
| --- | --- |
| 届出事由 | １　新設　　　　　２　異動（　　　　　　　）　　　　３　廃止４　利子等の種別の変更 |
| 届出事由が生じた年月日 | 　　　　　年　　月　　日 |
| 特別徴収義務者 | 所　　在　　地 | 〒　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(TEL)(　　　) |
| 店　　舗　　名 |  |
| 特別徴収義務者番号（金融機関コード） |  |
| 利子割の納入方法 | 利子等の種別 | 　当該店舗で　納入するもの | 本店等において一括納入するもの |
| 　特定公社債以外の公社債の利子 | １ | １ |
| 　銀行預金利子 | ２ | ２ |
| 　銀行以外の金融機関の預貯金利子 | ３ | ３ |
| 　勤務先預金等の利子 | ４ | ４ |
| 　合同運用信託の収益の分配 | ５ | ５ |
| 　公社債投資信託のうち公募公社債投資信託以外の収益の分配 | ６ | ６ |
| 　郵便貯金利子 | ７ | ７ |
| 　国外一般公社債等の利子等 | ８ | ８ |
| 　財形貯蓄契約に係る生命保険等の差益 | ９ | ９ |
| 　私募公社債等運用投資信託の収益の分配 | 10 | 10 |
| 　特定目的信託の社債的受益証券の収益の分配で公募以外のもの | 11 | 11 |
| 　国外私募公社債等運用投資信託等の収益の分配 | 12 | 12 |
| 　懸賞金付預貯金等の懸賞金等 | 13 | 13 |
| 　定期積金の給付補てん金 | 14 | 14 |
| 　掛金の給付補てん金 | 15 | 15 |
| 　抵当証券の利息 | 16 | 16 |
| 　貴金属等の売戻し条件付売買の利益 | 17 | 17 |
| 　外貨建預貯金等の為替差益 | 18 | 18 |
| 　一時払養老保険、一時払損害保険等の差益 | 19 | 19 |
| 一括納入する特別徴収義務者 | 所　　在　　地 | 〒　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(TEL)(　　　) |
| 店　　舗　　名 |  |
| 特別徴収義務者番号（金融機関コード） |  |
| (備考) |

記入要領

１　この届出書は、店舗の新設、異動、廃止または納入する利子等の種別の変更があつた場合に提出してください。

　　なお、届出は本店、本部等から提出しても差し支えありません。

２　「届出事由」欄および「届出事由が生じた年月日」欄

　　「届出事由」欄は、該当する番号に○印を付してください。

　　異動による届出である場合は括弧内に異動事由を記載してください（例　移転、名称変更）。また、「備考」欄に異動前の店舗の所在地および店舗の名称を記載してください。

　　「届出事由が生じた年月日」欄は、届出事由が生じた年月日を記載してください。利子等の種別の変更による届出である場合は納入開始年月日を記載してください。

３　「特別徴収義務者」欄

　　「所在地」欄は店舗の所在地を、「店舗名」欄は店舗の名称を記載してください。

　　「特別徴収義務者番号」欄は、金融機関コード（７桁）または特別徴収義務者番号（９桁）を記載してください。金融機関コードを有しない者が新設による届出を行う場合は特別徴収義務者番号の記載は不要です。

４　「利子割の納入方法」欄および「一括納入する特別徴収義務者」欄

　　異動または廃止による届出である場合は、「利子割の納入方法」欄の記載は不要です。

　　「利子割の納入方法」欄は、納入方法に応じて「当該店舗で納入するもの」欄および「本店等にて一括納入するもの」欄の該当する番号に○印を付してください。

　　「本店等において一括納入するもの」欄に○を付した場合は、「一括納入する特別徴収義務者」欄に一括納入する特別徴収義務者を記載してください。この場合に記載する所在地、店舗名および特別徴収義務者番号の記載方法は「特別徴収義務者」欄の記載方法を参照してください。